



福島市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は告示の日から生ずる。

平成23年 1月28日

福島市長 瀬戸孝則

1 区域 立子山地区の一部

編入する字名	左記に編入される区域
立子山字高根	立子山字若ノ内2の2